

岩国市物品の調達等に係る指名競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、岩国市が発注する物品等の製造の請負及び買入れ並びに業務委託(公共測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を除く。)(以下「物品の調達等」という。)に係る指名競争入札に参加する者が遵守すべき事項について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この心得において「入札参加者」とは、岩国市物品等入札参加資格者名簿に登録された者であって、物品の調達等に係る指名競争入札の指名を受けたものをいう。

(関係法令等の遵守)

第3条 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、岩国市財務規則(平成18年規則第52号。以下「財務規則」という。)その他関係法令及びこの心得を遵守するものとする。

2 岩国市物品の調達等に係る郵便入札実施要領(令和5年4月1日制定)に定める郵便入札(以下「郵便入札」という。)においては、前項に加えて同要領を遵守するものとする。

(入札関係書類の入手)

第4条 入札参加者は、財務規則第112条の規定による指名通知(以下「指名通知」という。)で定める方法により、仕様書、設計書、図面その他関係書類(以下「入札関係書類」という。)を入手するものとする。

2 入札参加者は、入札関係書類を熟覧の上、適正な積算を行い、入札するものとする。

(入札関係書類に関する質問)

第5条 入札参加者は、入札関係書類について質問があるときは、質問書を指名通知で定める提出期限までに、持参又はファックスにより提出することで質問するものとし、ファックスによる場合は、到達確認の電話連絡をするものとする。

2 前項の質問に対する回答は、質問回答表により、指名通知で定める回答日に全ての入札参加者にファックス等により行うものとする。

(入札保証金等)

第6条 入札参加者は、入札執行前に、財務規則第95条(岩国市下水道事業の設置等に関する条例(平成26年条例第24号)第1条に定める下水道事業(以下「下水道事業」という。)に係る入札にあつては岩国市下水道事業の財務に関する特例を定める規則(平成27年規則第7号)第101条第1号、岩国市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第27号)第1条に定める簡易水道事業(以下「簡易水道事業」という。)に係る入札にあつては岩国市簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則(令和2年規則第5号)第102条第1号)に定める入札保証金又は財務規則第97条に定める入札保証金に代わる担保について関係職員の点検を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して、受領書と引換えに提出するものとする。

2 前項の入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札終了後に、その受領書と引換

えに還付する。ただし、落札者には財務規則第 126 条（下水道事業に係る入札にあっては岩国市下水道事業の財務に関する特例を定める規則第 101 条第 2 号、簡易水道事業に係る入札にあっては岩国市簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則第 102 条第 2 号）に定める契約保証金を納付させ、契約履行後、財務規則第 131 条の規定により還付する。

- 3 財務規則第 96 条の規定により入札保証金を減免する場合又は財務規則第 127 条の規定により契約保証金を減免する場合は、指名通知により明示する。

（入札書）

第 7 条 入札参加者は、入札書の記載及び押印において、次に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、指名通知において別に定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。
- (2) 記載する金額は、金額の頭書に、¥【円】の記号を付記し、アラビア数字を用いて正確に記載すること。
- (3) 物品名又は業務名、物品納入場所又は業務場所、業務番号（業務番号があるときに限る。）、入札書の宛先、入札金額及び開札日を記載すること。
- (4) 入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名は、岩国市物品等入札参加資格者名簿における住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- (5) 押印は、使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印（以下「入札参加者の使用印」という。）を使用すること。ただし、第 10 条に規定する代理人による入札の場合は、この限りでない。
- (6) 鉛筆その他消えやすい物を使用せず楷書で明瞭に記載すること。
- (7) 文字の訂正、加入又は削除の箇所には、入札参加者の使用印により押印をすること。ただし、入札金額は、加除訂正を認めないものとする。

- 2 入札書は、宛名、物品名又は業務名、業務場所、業務番号（業務番号があるときに限る。）及び商号又は名称を表記した封筒に入れ、貼付部分を封印して提出するものとする。ただし、郵便入札については、岩国市物品の調達等に係る郵便入札実施要領第 4 条の規定によるものとする。

（入札の方法等）

第 8 条 入札参加者は、入札関係書類を確認の上、指名通知で定める日時に入札会場に参集し、入札書を提出するものとする。

- 2 郵便入札の場合の入札書の提出方法は、岩国市物品の調達等に係る郵便入札実施要領に定めるとおりとする。
- 3 前 2 項の規定は、指名通知又は入札関係書類において、別に定めがある場合は、この限りでない。
- 4 次条の入札を辞退する場合を除き、提出後の入札書について、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。また、提出された入札書は、原則として返却しないものとする。
- 5 入札参加者は、全員入札に立ち会うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、

この限りでない。

- 6 所定の時刻までに入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。

(入札の辞退)

第9条 入札を辞退しようとする入札参加者は、入札辞退届を、指名通知をした日から開札日時までに、持参又はファックスにより提出するものとし、ファックスによる場合は、到達確認の電話連絡をするものとする。なお、提出後の入札辞退届については、取消し又は撤回を認めないものとする。

- 2 開札開始後における入札の辞退は、認めないものとする。

- 3 第1項の規定による届出をせずに入札を辞退した者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。

- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(代理人による入札)

第10条 入札参加者は、その代理人をして入札させるときは、入札書を提出する前に委任事項等が明確に記載された委任状を提出するものとする。ただし、入札書に入札参加者の記名押印がある場合は、当該入札参加者本人が入札したものとみなし、委任状の提出は不要とする。

- 2 前項に規定する委任状の委任者については、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載するものとし、委任者の押印については、入札参加者の使用印を押印するものとする。

- 3 代理人による入札における入札書の記載については、第7条第1項第4号に規定する入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載するとともに、代理人の氏名を明記するものとする。

- 4 代理人による入札における入札書への押印(第7条第1項第7号に規定する訂正等の押印を含む)は、第1項に規定する委任状において受任者の使用印として定めた印を使用するものとする。この場合において、入札参加者の使用印の押印は、不要とする。

- 5 代理人は、同一の入札において、他の入札参加者の代理をすることはできないものとする。

- 6 入札参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできないものとする。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令等に抵触する行為を行ってはならないものとする。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行ってはならないものとする。

- 3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対し入札価格を意図的に開示してはならないものとする。

- 4 入札参加者は、開札会場に参集して行う開札において、入札執行開始の宣言から入札執行終了の宣言までの間、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 外部の者と入札金額又は入札意思について相談する行為

(2) 携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末の操作等、外部との相談が疑われる行為

(3) 私語及び誤解を招くような不審な行為

(入札執行及び開札)

第 12 条 入札執行者は、指名通知で定める入札開始時刻になったときは、直ちに入札執行開始の宣言をし、入札及び開札を執り行うものとする。

2 開札会場に参集して行う開札において、入札執行開始の宣言から入札執行終了の宣言までの間は、入札参加者及び立会人の入退室を認めないものとする。ただし、入札参加者の安全確保等の特にやむを得ない理由がある場合に限り、入札執行者は、入札を一時的に中止し、入札参加者及び立会人の退室を認めることができるものとする。

3 入札参加者は、入札執行に関し、係員の指示に従うものとする。

4 入札執行者は、落札者が決定したときは、落札者及びその入札金額を発表し、入札結果を公表するものとする。

5 入札参加者は、入札執行調書の撮影若しくは複写をすること、又は入札執行調書の写しを求めることはできないものとする。

(入札の無効等)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札したもの

(2) 虚偽の申請を行った者が入札したもの

(3) 第 8 条の規定によらないもの

(4) 指定した様式の入札書によらないもの

(5) 1 通の封筒に 2 枚以上の入札書を入れたもの。ただし、指名通知において別に定めがある場合は、この限りでない。

(6) 同一案件の入札において入札参加者が 2 通以上の入札書を提出したもの

(7) 入札書の金額を訂正したもの

(8) 入札書の金額の頭書に、¥【円】の記号を付記していないもの

(9) 入札書に記名又は押印のないもの

(10) 入札書の物品名又は業務名、物品納入場所又は業務場所、業務番号（業務番号があるときに限る。）が指名通知及び入札関係書類と一致しない、又は記載されていないもの

(11) 入札書の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの

(12) 入札書を入れた封筒の貼付部分に封印のないもの

(13) 明らかに錯誤と認められるもの

(14) 明らかに連合によると認められるもの

(15) 保証金を要する場合にあっては、その納付がないもの又はその額が不足するもの

(16) 岩国市物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者又は入札に関する委任者を定める場合においては受任者以外の者がしたもの

(17) 入札に際し不正行為があったと認められるもの

(18) 施行令第 167 条の 4 各号のいずれかに該当する者が入札したもの

(19) 代理人による入札をする際に委任事項等が明確に記載された委任状を提出しないもの

の

(20) 岩国市物品の調達等に係る郵便入札実施要領第 10 条に定めるもの

(21) 前各号に掲げるもののほか、その他指定した事実を違反したもの

(失格とする要件)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。

(1) 再度の入札において、前回の最低価格以上の価格の入札をした者

(2) 第 11 条の規定その他この心得の規定に反する行為をした者

(入札の中止等)

第 15 条 指名通知をしたときから落札者の決定までの間において、入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき、予定価格の決定に係る積算に疑義が生じたとき、その他市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができるものとする。この場合において、入札参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできないものとする。

2 入札執行宣言前に入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止するものとする。

3 次条に規定する再度の入札において、入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止するものとする。

4 前 3 項の規定により、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わないものとする。

(再度の入札)

第 16 条 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、入札関係書類の再検討が必要と認められるときは、日時を改めて執行することができる。

2 1 回目の入札において無効となる入札をした者又は失格となった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

3 再度の入札は、1 回を限度とする。

(落札者の決定)

第 17 条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者（無効な入札を行った者を除く。）を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 前項の場合において、当該入札者のうちでくじを引かない者があるときは、当該くじ引きを辞退したものとみなし、辞退した当該入札者に代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約の締結等)

第 18 条 落札者は、落札が決定した日から 5 日（岩国市の休日を定める条例（平成 18 年条例第 2 号）に規定する休日を除く。）以内に契約を締結するものとする。

2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないものとする。

3 岩国市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 64 号）第 2 条に定める契約及び第 3 条に定める財産の取得又は処分については、

議会の議決を要するため、落札が決定した後に仮契約を締結し、議決を経た後に本契約を締結する。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、仮契約を解除する。

- 4 落札者は、契約担当者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記入し、記名押印の上、関係書類を添えて落札決定後速やかに、契約担当者に提出しなければならないものとする。

(疑義及び異議の申立て)

第 19 条 入札参加者は、この心得に疑義があるときは、その疑義について入札書の提出期限までに質問することができるものとする。

- 2 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、入札関係書類について、不明を理由に異議の申立てはできないものとする。

(その他)

第 20 条 この心得に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。